

Ⅲ-8-① 保育所等の整備促進と質の向上

【現状と課題】

第4章 見直しイメージ

1 保育所等の待機児童の解消

保育の需要が増加しており、特に都市部においては保育所等への入所の待機児童が数多く存在します。

そこで、待機児童を解消するため、市町村と連携して保育所等の整備を行うとともに、待機児童が多い3歳未満児の保育を実施する小規模保育事業などの普及が必要となります。

2 保育の質と安全性の確保

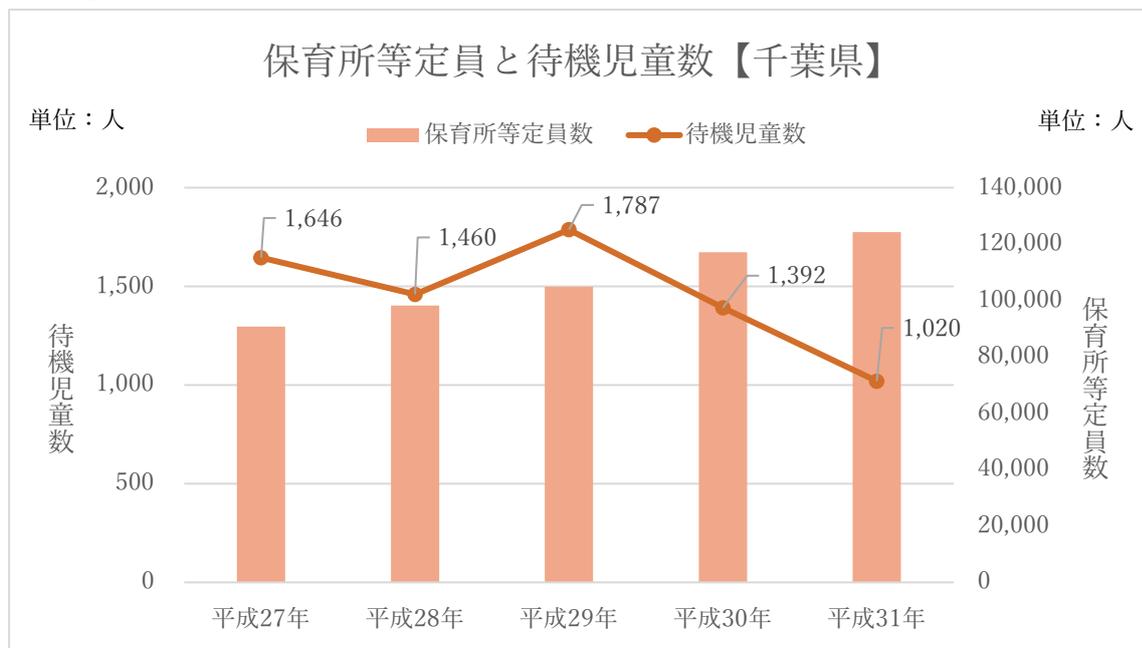
保育所等では、子どもが健やかに育ち、安心して子どもが過ごす場所として、保育の質と安全性の確保が必要です。そのためには、事故防止と事故発生時の適切な対応の徹底はもちろん、保育士等の十分な配置等による保育環境の充実が求められます。

3 幼児教育・保育の無償化の影響

令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が始まり、保育所、認定こども園、幼稚園の保育料等が無償（上限あり）となるほか、保育を必要とする子どもの認可外保育施設や一時預かり事業等の利用料も無償化の対象となりました。

これを契機に、保育の受け皿としての役割の一端を担う認可外保育施設の、保育の質の確保・向上を図ることがより重要となっています。

（関連データ） ※各年4月1日時点



資料：保育所等利用待機児童数調査 (H27～H31)

【目標の設定】

目標項目	現状（基準年度）	目標（R6年度）
希望した時期に希望した保育サービスを利用することができた家庭の割合	69.9% (R元年度)	80.0%
保育所等定員数	121,157人 (H31.4.1)	149,613人
保育所等待機児童数	1,020人 (H31.4.1)	0人 (R3.4.1以降)

令和4年度 中間見直し

【目標の設定】

目標項目	現状（中間見直し）	目標（R6年度）
希望した時期に希望した保育サービスを利用することができた家庭の割合	75.7% (R3年度)	80.0%
保育所等定員数	134,002人 (R4.4.1)	138,380人
保育所等待機児童数	250人 (R4.4.1)	0人 (R6.4.1以降)

【施策の方向と具体策】

- 1 保育所等待機児童を解消し、その後もゼロを維持するために、保育所等の整備を進めます。
 - ① 待機児童解消のため、民間保育所の新設や定員増を伴う施設改修に対し財政支援を行い、計画的な整備の促進を図ります。
 - ② 主に3歳未満児の保育を20人未満で行う小規模保育事業などの地域型保育事業を推進します。
 - ③ 県と関係市町村で構成する待機児童対策協議会において、保育の受け皿及び人材の確保等について効果的な取組の検討を行い、施策を推進します。

- 2 幼稚園と保育所の機能を併せ持つ、認定こども園の普及を図ります。

認定こども園の新設や、既存の幼稚園や保育所が認定こども園への移行を希望する場合の施設改修に対し財政支援を行い、整備の促進を図ります。

- 3 保育の質と安全性の確保を図ります。
 - ① 保育士の労働環境改善等を積極的に行う保育事業者に対し補助を行います。
 - ② 児童福祉法に基づき、指導監査を行います。
 - ③ 認可外保育施設の運営について、国が示す「認可外保育施設指導監督基準」を満たすよう、立入調査等により必要な指導を行います。

- ④ 認可外保育施設に対して専門的な知見を持つ指導員を派遣し、保育の質と安全性の向上に向けた指導を実施します。
- ⑤ 認可外保育施設の保育従事者を対象とした研修会を実施します。

4 幼児教育・保育の無償化が円滑に実施されるよう、市町村への支援を行います。

- ① 私立幼稚園や保育を必要とする子どもの一時預かり事業や認可外保育施設等の利用料を給付します。
- ② 認可外保育施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報について、市町村と共有を図ります。

令和4年度 中間見直し

【具体的な事業】

事業名	事業の内容<担当課>
保育所、認定こども園等の整備促進	国の助成制度を活用し、市町村の行う保育所、認定こども園等の施設整備に対し助成する。 ＜子育て支援課＞
保育所整備促進事業	待機児童の早期解消を図るため、保育所等の施設整備費について、国の助成に県が独自に加算措置を行い、緊急的に整備を促進する。 ＜子育て支援課＞
賃貸による保育所・小規模保育事業所緊急整備事業	保育の受け皿整備と待機児童解消を加速するため、賃貸物件を活用した保育所・小規模保育事業所の新設又は定員拡大のための改修費用について、国の助成に県独自の上乗せを行う。 ＜子育て支援課＞
保育士配置改善事業	基準を上回る保育士を配置している施設に対し、市町村を通じて補助する。 ＜子育て支援課＞
保育補助者雇上強化事業	保育士資格を持たない短時間勤務の保育補助者の雇上に対し、市町村を通じて補助する。 ＜子育て支援課＞
認可外保育施設質の確保・向上のための巡回支援指導事業	死亡事故等重大事故の発生防止及び保育の質の向上のため、認可外保育施設に対して専門的な知見を持つ指導員を派遣する。 ＜子育て支援課＞
認可外保育施設質の確保・向上のための研修事業	死亡事故等重大事故の発生防止及び保育の質の向上のため、認可外保育施設の保育従事者を対象とした研修会を実施する。 ＜子育て支援課＞
子どものための教育・保育給付	保育所、認定こども園、地域型保育事業等の運営に要する費用を給付する。 ＜学事課・子育て支援課＞
子育てのための施設等利用給付（再掲）	私立幼稚園や保育を必要とする子どもの認可外保育施設等の利用料を給付する。 ＜学事課・子育て支援課＞
保育アドバイザー派遣事業	県内の保育所における保育の質のさらなる向上を図るため、令和5年度から県内の保育所等に子どもの科学的な見方や考え方を育む保育アドバイザーを派遣するもの。 ＜子育て支援課＞

事業名	事業の内容<担当課>
保育の質の充実に向けた調査事業	保育所等における保育の質を評価し、保育所等の属性ごとに比較検証することで、保育の質に影響を与える要因を分析する。検証・分析結果は県ホームページで公表する。(令和5年度限りの事業) <p style="text-align: right;"><子育て支援課></p>